

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第百九号金額の欄イの知事が別に定める算定方法によって算定した床面積の合計を、次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百九号金額の欄イの知事が別に定める算定方法によって算定した床面積の合計は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第四条各項に規定する床面積の合計から次に掲げる建築物の部分の床面積の合計を減じたものとする。

- 一 工場における生産エリア
- 二 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- 三 データセンターにおける電子計算機室
- 四 大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室